

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四條通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2016 秋号

2016年10月発行 第84号



ご挨拶

日本中を沸かせたりオオリンピック・パラリンピックも終了し、野外活動に誘われる爽やかな秋が到来しました。

恒例となってきました「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝」が、下部のパンフレットのとおりに、今年も開催されます。当事務所は第1回から協賛のメンバーとなり、若手弁護士がチームを組んで出場しています。健康増進のため、皆様も是非ご参加ください。

昨年4月に発刊し、ご好評を博しました「取締役会の法と実務」に続き、オプカウンセル森本滋先生のご指導の下に、当事務所の中堅・若手弁護士が中心となって研究してきた成果をまとめました「募集株式発行の法と実務」が、近日中に株式会社商事法務から発刊されることになりました。本書の視点と内容は2頁に掲載しておりますとおり、募集株式発行の実務だけでなく法の理念や実務の背景についても考察し、解説した書籍です。是非ご購入いただき、ご利用いただきますようお願いいたします。

近年、IT技術を活用した金融サービス事業が急速に拡大しつつあります。本年5月のFinTech関連の銀行法改正もこれを視野にいられたもので、各種の決済サービス分野に関する規制の見直しが検討されています。当事務所では、去る7月13日に「FinTechを巡る法的留意点～最新の規制動向を踏まえて～」と題してセミナーを開催しましたところ、満員の盛況でありました。そのセミナーの内容を4頁以下に掲載しましたので、是非ご一読下さい。

当事務所の海外留学支援制度に基づきアメリカコロンビア大学に留学し、シンガポールで2年間実務研修をしていた太田浩之弁護士が、シンガポールで弁護士活動を展開したいという希望で、去る8月31日退職しました。同君の今後の発展を心から期待したいと思います。

Financial Runners EKIDEN 2016
ファイナンシャル・ランナーズ駅伝

2016.12.3(土)開催!
国営昭和記念公園にて「Winter Vista Illumination 2016」も開催予定!!

★ファイナンシャル・ランナーズ駅伝 大会要項★

開催日 2016年12月3日(土)
場 所 国営昭和記念公園(東京都国立市)
申し込み 申し込みは11月20日(金)まで受付(申し込みは先着順です)
申込方法 申込フォームから申し込みをお願いします
申込料 1万円(個人参加費) / チーム 15万円(チーム参加費) / チーム 15万円(個人参加費) / チーム 15万円(個人参加費)
申込期間 11月20日(金)～11月25日(木)
申込受付 11月20日(金)～11月25日(木) 10時～18時
申込受付 11月20日(金)～11月25日(木) 10時～18時
申込受付 11月20日(金)～11月25日(木) 10時～18時

詳細・エントリーはこちら www.sportsone.jp/running/
電話でのお問い合わせ 0570-00-2107

会長弁護士 中 務 嗣治郎

出版のご案内

書名 「募集株式発行の法と実務」

編者 弁護士法人中央総合法律事務所
オブカウンセル
京都大学名誉教授
森本 滋

著者 当事務所所属弁護士

発行所 株式会社商事法務

出版時期 平成28年10月中旬(予定)

本書は、平成27年4月に公刊した「取締役会の法と実務」に続き、当事務所の若手・中堅弁護士のほぼ1年にわたる研究会の成果を取り纏めたものです。会社の資金調達に関心のある企業実務家や法曹を主たる読者とするものですが、実務の流れを叙述するだけでなく、法の理念や実務の背景についても考察し、募集株式発行の法理論と実務を架橋する役割を担うものとして総合的に解説したものであり、実務にも大いに貢献する内容となっております。

本書が皆様方のお役に立てば幸いです。本書は、書店でも購入できますが、当事務所までご一報いただければ、ご便宜を図らせていただきます。

〈目次〉

第1編 募集株式の発行と会社法

- 第1章 総論-募集株式の発行に係る会社法規制の概要
- 第2章 非公開会社における募集株式の発行
- 第3章 公開会社における募集株式の発行
- 第4章 募集の方法による自己株式の処分

第2編 上場会社における募集株式の発行

- 第5章 上場会社における募集株式の発行
- 第6章 募集株式の発行と金融商品取引法
- 第7章 募集株式の発行と証券取引所
- 第8章 募集株式の発行と証券会社

第3編 募集株式の発行をめぐる特殊問題

- 第9章 募集株式の発行と現物出資
- 第10章 募集株式の発行と種類株式制度
- 第11章 ライツ・オフアリング
- 第12章 株式公開と募集株式の発行・株式の売出し

第4編 募集株式の発行をめぐる裁判

- 第13章 募集株式の有利発行
- 第14章 募集株式の不正発行
- 第15章 違法な募集株式の是正措置

募集株式発行の 法と実務

弁護士法人 中央総合法律事務所
オブカウンセル
京都大学名誉教授
森本 滋 編

募集株式の発行に関する法規制から 実務の最前線までを総合的に解説

現物出資、種類株式、ライツオフアリング等、
実務にまつわる論点を網羅した決定版

商事法務

本書の具体的な特徴としては、大きく次の4点を備えております。

- ◆第一 上場会社ないし公開会社だけでなく、非公開会社にも配慮して、募集株式発行に係る法的・実務的問題を総合的に検討。
- ◆第二 上場会社の募集株式発行に係る金融商品取引法、証券取引所の自主規制、また、証券会社の役割を多面的に検討。
- ◆第三 「募集株式の発行をめぐる特殊問題」として、将来上場を予定するベンチャー企業や同族会社の事業承継等に留意しつつ、現物出資や種類株式制度、さらにはIPOについて詳細に検討。
- ◆第四 募集株式発行実務の理解を容易にするため、募集株式発行にかかるスケジュール例や取締役会等の議事録・公告等の実務資料のモデルを多数掲載し、登記実務についても詳しく記述。



弁護士

柿平 宏明

(かきひら・ひろあき)

本年5月末にロースクールを卒業後、7月末に司法試験を終えてNYを離れ、現在シンガポールの Dentons Rodyk & Davidsonにおいて2年目の研修を行っております。

シンガポールでの研修はまだ始まったばかりではありますが、今まで事件処理をしたことのない案件を多数見ることが出来、毎日がとても充実しています。留学生活においては、1年を世界第一の金融センターであるNYで、そしてもう1年を東南アジアの誇る金融センターであるシンガポールで、国際色豊かな法律実務を見て、学び、そして帰国後にクライアント

トの皆さまにより充実したリーガルサービスをご提供したいと考えております。

今回はNYの司法試験についてご報告させていただくとともに、1年間のアメリカ生活を振り返ってみます。

まず、アメリカは各州で司法試験があるのですが、外国人が受けやすく、大半の外国人留学生が受験しているのがNY州の司法試験です。日本の司法試験と全く同じというわけではありませんが、日本の司法試験がどうしても思い出されます。まず、ロースクールを5月末に卒業してからたった2ヶ月で日本の司法試験と同じ位の知識を詰め込む必要がありました。卒業ギリギリまである授業で提出しないとイケない論文を書いていた私は、卒業と同時にアクセル全開で試験勉強をすることになりました。日本での受験から10年以上が経過しており、記憶力、体力ともに低下しているのに加えて、英語という大きな壁も立ち足るばかりか、どこの国でも司法試験というものは同じなのか、トリッキーな問題もたくさん出されますので、そのようなものに頭を悩ませている内に、気がつくとなんか何だか分からないままに終わっていたというのが実際のところでした。

ロースクールでは専門分野を強化するという一番の目的のために金融法務や企業法務等の実務的な科目ばかりを取っていたこともあり、コモンロー体系における基本的な法分野を法学としてきちんと学ぶことが出来たのは、有意義であり

ました。特に訴訟法関連では日本人、日本企業が万が一アメリカで紛争に巻き込まれた場合の紛争処理の全体像、ディスカバリー等の手続についても理解することが出来て良かったと思います。1年間自分なりに頑張ったことの集大成として、納得いくだけのことをして終えることが出来たことにはとても満足しています。

アメリカでは、きらびやかな外見とは裏腹に大きな貧富の格差や差別の問題、大国であるが故の様々な問題点を間近で見ることが出来ましたし、人生で初めての海外生活で様々な文化の違いに触れ、これまでいかに自分が狭い世界で生きてきて、無知であったかを思い知らされました。アメリカで助け合いながら1年を過ごした友人や、ロースクール関係者の方、いつもお手くそな私の英語を笑顔で聞いて色々教えてくれた地元の人達等との別れはやはり寂しいものがありました。私の留学の目的の一つである様々な文化に触れて国際感覚を身につけるためにも、また別の国で、日本やNYでは出来ない経験を積みしたいと思います。アメリカの1年は助走期間であり、シンガポールでより遠くまで行くことが出来るように頑張りたいと思います。正直に言えば、アメリカに1年間いた最終的な感想として、やはり日本は素晴らしい国であって、日本人に生まれて本当に良かったと素直に思いましたし、日本にいる人達に対して強い感謝の気持ちを持ったのですが、2年目のシンガポール生活でも最後にはそう思えるというくらいと密かに思っております。

イスラム教におけるラマダン

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作

(あかさき・ゆうさく)

1 ラマダン

今年の6月6日から7月5日の約1か月は、イスラム教におけるラマダンでした。イスラム教の教えにおいては、このラマダンの期間中、イスラム教徒は断食をすることが求められます。ただ、1日24時間の断食が求められるわけではなく、朝一の礼拝の時間から日没まで、水分をとることや煙草を吸うことも含めて、一切の物を口に入れることが禁止されます。ドバイにおいては、ラマダン期間中の日中は街中のレストランやカフェが基本的には閉店しています。また、日中以外で飲食をすることは法律上禁止されています。

印象はなく、きちんと成功見込みとリスクを見極めてシビアに投資をしているという印象を受けました。このように、親族・友人の集まりでありながら、同時にビジネスに関する情報交換の場としても活用されているようでした。

UAE人は実はドバイの人口の一割しかいないと言われており、普通に生活しているとあまり接点がないのですが、彼らの実生活を垣間見ることができ、有意義な経験をすることができました。

3 イスラム圏でビジネスをする場合の留意点

さて、実は中東でビジネスをする際には、このラマダンについて理解しておくことが重要です。

彼らはラマダン中、前述のような生活を毎日繰り返します。朝一の礼拝は午前4時過ぎですので、夜の睡眠時間が非常に短くなります。そのような生活スタイルに配慮して、オフィスの営業時間も短くなっており、午後2時か3時にはオフィスが閉まり、家に帰って日の入りまで仮眠をとる方が多いようです。

役所関係の仕事のスピードも遅くなります。象徴的だったのは、昨年UAEの新会社法が施行されたことにより、既存の会社は従来の定款を見直す必要があり、当初は本年6月30日までに定款を変更することが義務付けられておりましたが、経済省の決定により、当該期限は1年間延期されることになりました。延期になった理由は不明ですが、おそらくラマダンと定款変更期限が重なったことにより事務作業が追い付かず延期という結論になったのではないかと推測します。

2 お宅訪問

ラマダン時期にUAE人のお宅にお邪魔して、日の入り後の宴会に参加する機会がありました。

夜8時半ごろにお宅にお邪魔し、近所のモスクと一緒に夜の礼拝(イシャー、1日5回の礼拝には各々名前がついています。)に行き、その後、お宅の中にあるマジリスと呼ばれる応接間のようなところに通され、デザートやサンドウィッチを食べお茶を飲みながら、皆思い思いに過ごします。もちろんアルコールは出ません。合計で40人くらいは集まり、参加者は基本的には親族や友人等ですが、私のように招待された部外者が参加することも珍しくないようです。なお、宴会は男女別の場所で行われます。12時ころから、マジリスの横の食堂でサフルと呼ばれる食事が始まります。その後マジリスに戻り、デザートが提供され、食べ終わると皆帰り始めるのですが、私は結局最終の午前3時まで残りました。そのかいあって、そこのお宅の家主と話す機会がありました。家主はドバイで高級時計等を独占的に扱う代理店のオーナーで、日本の経済状況や、日本からは何をドバイに持って来たらか売れると思うか、などという質問を受けたりしました。

話を聞いてみると、金が余っていてあらゆる分野に次々と投資をしているという

セミナー「FinTechを巡る法的留意点～最新の規制動向を踏まえて～」 開催のご報告

弁護士 安保智勇 弁護士 錦野裕宗
弁護士 國吉雅男 弁護士 金澤浩志
弁護士 堀越友香 弁護士 稲田行祐
弁護士 山田晃久 弁護士 浦山周

去る7月13日(水)に、当事務所東京事務所所属弁護士に加えて、株式会社インキュリオン・グループ代表取締役であり一般社団法人FinTech協会代表理事も務めておられる丸山弘毅様を講師にお迎えして、セミナー「FinTechを巡る法的留意点～最新の規制動向を踏まえて～」を開催致しました。当日は、金融・IT関連業務や法務・コンプライアンス業務のご担当者様等、180名もの方々にご出席いただき、盛況のうちに閉会しました。

以下、本セミナーで各弁護士らが論じたプログラムの概要をご報告致します。

第1部 日本におけるFinTechの先駆け ～日本第1号ソーシャルレンディングの実現まで～ 【安保智勇弁護士】



1. ソーシャルレンディング成立の背景

ソーシャルレンディングとは、簡単に言えばお金を貸したい人と、お金を借りたい人をインターネット上で仲介するサービスです。

従前、個人が経済的行為として融資を行いたいと思っても、融資の需要や機会を知ることは困難でした。しかし、インターネット技術の発展と普及によって、情報の発信や入手が容易になり、特に日本では、低金利が長期化する中、リスクを取っても資金を有利に運用したいと考えた人が、投資の機会を求めている背景があります。

2. ソーシャルレンディングの法律構成

日本でソーシャルレンディング事業を行う一番のハードルは、貸金業法その他の法規制です。金銭の貸付けを業として行う場合、貸金業法上の登録が必要ですが、一般の個人の方には登録を

求めるのは困難です。また、貸金業法上、貸金債権の譲受人にも、取立行為規制などに関する厳しい規制が課せられているため、外国で行われていた貸金業者の貸金債権を個人に譲渡するというスキームも、現実的ではありません。(この債権譲渡スキームについては、後に、金融庁が、ノーアクションレターに対して、「債権譲受人が融資判断に何らかの影響を与え、反復継続して貸付債権を譲り受けることは貸金業登録が必要になる」と回答しており、事業化は一層困難になったといえます。)

当事務所は、maneoの創業者から相談を受けて、レンダーの方々に貸金業者に対して匿名組合出資をしてもらい、当該貸金業者が貸付を行うことにより、レンダーを貸金関係から遮断するという方式を考案し、2008年に日本で初のソーシャルレンディングを実現する支援をいたしました。

3. ソーシャルレンディング事業の問題点及び今後に向けて

もともと、現在の当局の規制によりmaneoの創業者の理念が実現できていない点もあります。それは、当局が、レンダーに、複数のボロワーからなる債権ポートフォリオに投資する形態を取ることとを求め、一つの債権のみへの投資はできないとの立場を取っている点です。かかる規制はむしろ複数の事業ポートフォリオに融資することにより、融資リスクが複雑になって投資家の理解を妨げるといふ弊害があると考えます。

ソーシャルレンディングというツールで、レンダーとボロワーの間のわかりやすいコミュニケーションが促進するような方向に、今後当局の目線が向いてくれればと思います。ソーシャルレンディングは、事業者に対して貸金を回収して法的責任を問うことが容易です。その意味でクラウドファンディングの中でもモラルハザードが生じにくい事業形態だと思えます。

第2部 FinTechの現状と今後の課題【丸山弘毅様】

丸山弘毅様より、FinTech関連プレイヤーの最新動向、今後の展望やFinTechの発展に向けた日本における課題についてお話がありました。

実際にFinTech関連サービスを手掛けられ、かつFinTech協会代表理事として各所でご活躍の丸山様のお話は、ご出席の皆様にとっても大変有益なものであったと思えます。

第3部 FinTech関連改正法の要点



1. FinTech関連の銀行法の改正【國吉雅男弁護士】

(1) 背景 (ITイノベーション・業務範囲規制)

銀行及び銀行持株会社は、本業専念による効率性の発揮や他業リスクの回避のため、他業を行うことが禁止されているほか、その子会社・兄弟会社が行い得る業務も個別に規制されています。

他方、近年、IT技術を活用した金融サービス事業が急速に拡大しつつあり、欧米の金融機関は、決済関連のIT企業等への出資・買収を進めています。また、ECモール運営会社に集約される商流情報を融資審査等に活用することにより、新たな金融サービスの提供が見込まれるところ、欧米の金融機関や国内外の事業者会社にはこのECモール運営会社に出資する動きもみられます。

日本の金融グループにおいても、このような企業への出資を通じ、IT技術革新の成果を銀行業務に取り込みたいなど要請が高まっており、今年5月の銀行法改正を踏まえ、今後、以下の点が整備される見込みです。

(2) 金融関連IT企業等への出資の容易化

一つは、FinTech企業への出資について当局が個別に認可して認めることとされました。具体的には、銀行又は銀行持株会社が、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した「銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」を営む会社の議決権について、現行規制を超えて取得・保有することができることとされました(銀行法第16条の2、第52条の23関係)。

この認可の判断に際しては、金融審議会の報告書によれば、金融グループにおける他業禁止の趣旨を踏まえ、①グループの財務の健全性に問題がないこと、②銀行業務のリスクとの親近性があることその他銀行本体へのリスク波及の程度が高くないと見込まれること、③優越的地位の濫用や利益相反によ

る弊害のおそれがないこと、④当該出資が、グループが提供する金融サービスの拡大又はその機会の拡大に寄与するものであると見込まれること等が判断要素になるものと考えられます。

(3) 決済関連事務等の受託の容易化

また、現行法令の下でも、決済関連のシステム業務は銀行の「従属業務」とされ、銀行は、当該業務を営む会社を、一定の要件の下に子会社・兄弟会社とすることができますが、この要件が緩和されることになりました。

すなわち、現行規制では、銀行の従属業務を営む会社は、親銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること及び親銀行からの収入があることが求められていますが、この収入依存度要件が、銀行のシステム管理やATM保守など一部の業務について引き下げられることとなります。なお、その詳細は政省令等で定められる見込みです。

2. 仮想通貨に係る法制度の導入【錦野裕宗弁護士】



(1) 法制度導入の経緯

仮想通貨については、世界的に取扱業者や取引量が增大している反面、移転の迅速性、匿名性などから、マネーロンダリングに悪用されるリスクが指摘されており、平成27年6月のG7エルマウ・サミットで仮想通貨への適切な規制について言及され、同月のFATFでは、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し登録・免許制を課し、マネロン・テロ資金供与規制を課すことを内容とするガイダンスが公表されました。また、日本では、平成26年に当時世界最大規模の仮想通貨交換所が破たんし、利用者保護のための制度的な対応も必要とされました。

(2) 仮想通貨に係る法制度の具体的内容

そこで、今年5月に成立した改正資金決済法において、仮想通貨交換業に登録制を導入し以下のとおり法規制を課すことが定められ、改正犯罪収益移転法により、仮想通貨交換業も同法の規制対象とすることが定められました。

① 定義

改正資金決済法において、同法の規制対象となる「仮想通貨」は、以下のとおり定義されました。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

② 登録制の導入

また、以下の業務は仮想通貨交換業として登録が必要となり、登録を受けた者は仮想通貨交換業者として規制の対象となります。なお、登録要件として財務規制も定められています（具体的な基準は内閣府令で規定）。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 上記に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

③ 仮想通貨交換業者に対する規制

仮想通貨交換業者について、概要、以下の規制及び監督規定が設けられました。

- 一 利用者情報の安全管理、委託先管理、利用者保護措置等の体制整備義務
- 二 利用者の金銭・仮想通貨の分別管理義務
- 三 分別管理・財務諸表についての外部監査
- 四 帳簿書類の作成・保存、業務報告書の作成・提出義務
- 五 当局の立入検査、業務改善命令、登録取消権限、自主規制等

3. 決済サービスに関する法改正の動向【堀越友香弁護士】

(1) 各種決済サービスとFinTech

各種の決済サービス分野においてFinTechによる新しい金融サービスが始まっています。SNS業者やオークションサイトによる決済や、仮想通貨等の新しい決済手段も登場しているほか、電子マネーやクレジットカードにも、スマートフォンの利用や決済代行サービスの介在による利用範囲の拡大が見られ、その中で、クレジットカード決済を規制する割賦販売法に改正



の動きがあるとともに、電子マネーについても、IT化等に対応するため、改正資金決済法が成立しました。

(2) クレジットカードに関する規制（割賦販売法）の見直し

現行の割賦販売法は、利用者へのカードの発行とカード加盟店との契約というカード会社の2つの側面のうち、前者のみ必要な登録制としています。しかし、EC取引が増加し、中小規模販売業者でのクレジットカード利用が増加していること、カードを発行するカード会社（イシューア）と加盟店と契約をするカード会社（アクワイアラー）との分化が進んでいることを踏まえて、アクワイアラーへの登録制の導入が検討されています。さらに、アクワイアラーと販売業者との間で、加盟店審査業務に関与する支払代行業者（ペイメントサービスプロバイダー"PSP"）が増加していることから、PSPに任意的登録制を導入し、登録PSPに加盟店管理調査義務を課す一方、アクワイアラーが登録PSPとのみ取引を行う場合、当該アクワイアラーからは同義務を外すことが検討されています。

(3) 電子マネー（前払式支払手段）の発行に関する資金決済法の改正

改正資金決済法では、電子マネーへの情報表示義務について、ICカード等自体への表示によらずインターネットでの情報提供が可能となり（具体的には今後府令で規定見込み）、電子マネー発行業者の資金運用を過度に妨げないように供託額算定基準日の設定が柔軟化され、また、電子マネーに関する苦情処理体制の整備が法律で義務づけられました。

(4) キャッシュアウトサービスについての整理

キャッシュアウトとは、小売店のレジで、デビットカードを利用し、端末に暗証番号を入力して、現金を受け取ることができるサービスをいいます。今後、ATMにおける預金引出しと同様に、預金の払出しの外部委託として可能になる見込みです。ただし、ATMと異なり現金の引渡しが人の手を介することに応じた体制整備等が求められる可能性があります。

第4部 FinTechに影響するコンプライアンス上の課題(パネルディスカッション)【金澤浩志弁護士、稲田行祐弁護士、山田晃久弁護士、浦山周弁護士】



1. 業法コンプライアンスについて

(1) サービス業態に関する規制

FinTechとして新たな金融サービスの提供を開始する場合、そのサービスの類型により、関係業法の規制の適用を受けないか問題となり得ます。問題となり得る法令としては、主に次のようなものが挙げられます。

- ・送金・決済サービス→銀行業・銀行代理業(銀行法)、資金移動業(銀行法、資金決済法)外為法、犯収法
- ・仮想通貨の取扱い→仮想通貨交換業(資金決済法)
- ・クラウドファンディング→金融商品取引法
- ・ソーシャルレンディング→貸金業(貸金業法)

このような業法の規制が及ぶかどうかを当局に確認する手段として、ノーアクションレター、グレーゾーン解消制度が存在するほか、金融庁はFinTechサポートデスクを設置しています。

(2) 投資形態に関する規制

金融機関がFinTech事業へ投資する場合にも、業法上の制約について検討する必要があります。日本の金融機関が、外国のTech企業を投資対象とする外国籍ファンドにLP出資する場合を例に採れば、①LPが投資ファンドの議決権を取得する場合と、②当該投資ファンドがTech企業の議決権を取得する場合に分けて検討する必要があります。いずれの場合も議決権取得制限規制と子会社範囲規制との関係が問題となりますが、議決権取得制限規制は国内の会社の議決権を取得する場合の規制ですし、LPは通常業務執行権限を有しないため、規制対象たる子会社・関連会社等に該当しないと考えられます。

2. 個人情報保護・サイバーセキュリティについて

(1) 個人情報保護

FinTechサービスの一例とされる個人資産管理サービス(PFM)では、ユーザーの氏名や属性、銀行、証券、保険、クレジットカードに関する各種情報といった個人情報を取り扱いますので、当該サービス運営事業者に個人情報保護法が適用

されます。

PFMの利用の場面では、預金口座等の残高や取引履歴といった情報をユーザーの携帯端末にインストールしたアプリケーションに反映させていくわけですが、その際、サービス運営事業者は、各金融機関から当該ユーザーに関する個人データの第三者提供を受けることになります。個人情報保護法上、個人データの第三者提供にあたっては、本人の同意が原則として必要となりますので、各金融機関において、取引残高や取引履歴といった情報をアプリケーションに反映させることにつき、ユーザーの同意を取得する仕組みが必要です。その仕組みとしては、PFMの利用規約等に各金融機関に包括的に同意を与える旨の条項を盛り込むことが考えられます。

(2) サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティの面では、FinTechサービスの提供の場面に限らず、取り扱う情報の機密性・重要性の観点から、金融機関は一般企業よりも高度な対応が求められます。サイバーセキュリティの対応不備は、対当局との関係にとどまらず、従業員の善管注意義務違反の問題ともなり得ることを念頭に十分な対応が必要です。この点平成27年12月に経済産業省が公表した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」は、一つの参考になるものと思います。

3. 障害者差別解消法への対応について

アプリ等を利用するFinTechサービスにおいては、その利用拡大のためにユーザーが利用しやすいようなユーザーインターフェース(UI)の作り込みが必要となると思います。その際、障害をお持ちの方々も利用しやすいサービスとなるようUIに工夫を施すことが考えられます。

障害を有する顧客への対応については、平成28年4月に施行された障害者差別解消法において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。どのような対応がこれらに該当するかについては、金融庁が具体例等を示す指針を公表しています。

4. AML対応について

FinTechサービスでは、非対面取引となる場合が多いと思われませんが、金融取引の実施時に必要とされる取引時確認義務の履行が、顧客利便性との関係で課題になる場合が想定されます。事業者本人確認義務を課する代表的な法律として犯罪収益移転防止法がありますが、同法に規定されている本人確認の方法の中には、非対面取引に利用できるものがいくつかあり、その活用を検討する必要があります。同様に顧客の反社チェックも課題となり得ます。

労務アドバラーズ⑦

～就業規則についての基礎知識～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 下 西 祥 平
弁護士 岩 城 方 臣 弁護士 大 澤 武 史
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘

第1 はじめに

連載7回目となる今回は就業規則について取り上げます。就業規則は、労働条件や職場でのルールを定めるという重要な機能を有するところ、その作成にかかる基礎知識をご説明したいと思います。

第2 就業規則とは？

就業規則とは、使用者が作成する職場の規律や労働者の賃金・労働時間などの労働条件を定めた文書です。

労働者がいつどのような仕事を行い、それに対して使用者がどれだけの給料を支払うかという労働条件は、労働者と使用者の間で締結される労働契約において決められます。労働契約も私人間の契約の一つであるため、その内容は当事者が自由に決めることができ、実際、労働者の数の少ない会社においては、採用時に個別具体的に労働者・使用者間で労働契約の内容たる労働条件を決めることもあります。

しかしながら、多数の労働者を抱える会社においては、労働者ごとに個別具体的に労働条件を決めることは実際上できませんし、労働条件を公平・統一的に設定することが、効率的な事業経営のために必要になります。また、職場でのルールを定め、使用者・労働者の双方がそれを守れば、労働者が安心して働くことができ、労使間での無用のトラブルを回避することができます。

そこで、使用者は、労働条件や職場規律に関する規則類を「就業規則」という名称で制定することになります。

第3 就業規則の労働契約に対する効力

就業規則は、先ほど述べたような目的で使用者が作成するものであるところ、作成されて一定の条件を充たす場合には、以下にみるような効力を有するとされており、適切に作成されていることによって、労働者と使用者の間の労働契約を規律することができます。

1 最低基準効

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効となり、無効となった部分は就業規則の定める基準によることとなります。就業規則の「最低基準効」と呼ばれる効力で、この効力があること

によって、就業規則が定める労働条件は、法令又は労働協約に反しない限り、事業場の労働条件の最低基準として労働契約の内容を規律することになります。

2 労働契約規律効

労働者と使用者の間で労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件を定めた就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によることとなります。就業規則の「労働契約規律効」と呼ばれる効力で、この効力があることによって、就業規則が労働契約の内容となり、使用者は、多数の労働者との間の労働条件について公平・統一的に設定することができることとなります。

ポイントは、①就業規則を労働者に周知させていたこと、②就業規則において合理的な労働条件を定めていることという2つの要件を充たした場合に初めて就業規則が労働契約の内容となるという点です。

ここでの「周知させていた」といえるためには、実質的にみて労働者が就業規則の内容を知りうる状態に置いていたことで足り、実際に労働者が知っていたことまでは不要です。また、就業規則で定められている労働条件が会社の人事管理上の必要性があり、労働者の権利・利益を不当に制限していなければ合理的な労働条件を定めていると判断されることになり、比較的合理性は認められやすい傾向にあります。

なお、個別の労働契約において、就業規則が定める労働条件と異なる労働条件を合意した場合には、就業規則の労働契約規律効は生じず、個別に合意した労働条件が労働契約の内容となります。この意味で、就業規則が定める労働条件は原則的なもので、例外的に個別に労働条件をカスタマイズすることが可能であるという整理になります。もともと、1でみた就業規則の最低基準効が存在するため、個別に合意する労働条件は就業規則の労働条件よりも労働者にとって有利な内容に限られることとなります。

第4 就業規則の記載事項

上記のような効力を有する就業規則の記載事項としては、必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）と、

コラム



シンガポールの雇用率は世界的にも高いことで有名です。どのような労働環境が整備されているのか等実際に働くことで学ぶことが出来ればと考えています。少なくとも、みんな楽しそうに働いているというのが第一印象です。ところで、NYでは最後の最後にたこ焼きの腕を披露することが出来ました。たこ焼きによって人種や文化の壁を超えることが証明出来たのではないかと思います。（柿平）

近時、事例判断ではありますが、有期雇用と無期雇用の労働条件の相違について画期的な裁判例が2件出ました【長澤運輸事件（東地判H28.5.13）、ハマキョウレックス事件（控訴審）（大高判H28.7.26）】。判決内容について批判も強いところですが、今後の有期労働契約の制度設計について一定の示唆を与えるものと思います。（下西）

該事業場の労働者全員に適用される一定の制度を導入するのであれば、記載しなければならない事項(相対的記載事項)があり、それぞれ以下のとおりです。後者について、労働者の非違行為に対する懲戒処分を行うためには、就業規則に一定の事由に該当する場合に懲戒処分を可能とする旨を定めておかなければならない点を忘れてはなりません(⑩)。なお、実際に就業規則を作成するにあたっては、厚生労働省がホームページ上で公表しているモデル就業規則とその解説が参考になると思います。

【絶対的記載事項】

- ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替制の場合には就業時転換に関する事項
- ②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③退職に関する事項(解雇事由含む)

【相対的記載事項】

- ④退職手当に関する事項
- ⑤臨時の賃金(賞与)、最低賃金額に関する事項
- ⑥食費、作業用品などの負担に関する事項
- ⑦安全衛生に関する事項
- ⑧職業訓練に関する事項
- ⑨災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑩表彰、制裁に関する事項
- ⑪その他全労働者に適用される事項

第5 就業規則に関する使用者の義務

1 作成・届出義務

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、第4で述べた事項について就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出ることが労基法上義務付けられています。

「常時10人以上使用する」とは、通常の状態として10人以上使用しているという意味であり、通常10人以上の従業員を使用している会社は、一時的に10人未満の従業員しか使用していないことがあっても就業規則を作成する必要があります。10人以上使用しているかどうかは、企業単位ではなく、事業場単位で計算するものとされています。また、ここでの「労働者」には、正社員、契約社員、パートタイマーなどの雇用形態を問わず当該事業場で使用されている労働者が含まれます。

就業規則は原則として当該事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することになりますが、通達により、複数の事業場を有する企業では、企業全体で統一的に同一の就業規則を定め、本社で各事業場の就業規則を一括して本

社を管轄する労働基準監督署長に届け出ることが認められています。もっとも、この場合でも後述の意見聴取は事業場ごとに行う必要があります。

2 意見聴取義務

就業規則を作成・変更するにあたっては、使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働組合が存在しない場合は労働者の過半数を代表する者(以下、「過半数代表者」といいます。)の意見を聞かなければならないとされています。そして、使用者は、過半数代表者の意見を記載した書面を添付して就業規則を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

もっとも、使用者は、文字通り過半数代表者の意見を聴けば足り、同意を得ることや協議をする必要はありません。例えば、「就業規則に定められた労働条件につき全面的に反対する」との過半数代表者の意見が述べられたとしても、使用者はその意見を記載した書面を添付すれば足り、意見の内容は就業規則の効力に影響しません。

3 周知義務

使用者は、就業規則を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付けること、書面を交付すること、又はコンピューターを使用した方法によって、労働者に周知させなければなりません。

第6 法令・労働協約に反する就業規則の効力

就業規則は、法令や労働協約に反してはならないとされており、仮に、就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該部分については、法令又は労働協約が優先的に適用され、就業規則は適用されません。なお、ここでの「法令」とはいわゆる強行法規を指し、「労働協約」は労働条件その他の労働者の待遇に関する基準を定めた規範的部分を指しています。したがって、労働関係法制の改正を注視し、法令の内容と就業規則の内容に齟齬が無いかを確認する必要があります。

第7 最後に

就業規則は、労働契約の内容となる労働条件を定めるものであることから、会社の実情に応じた内容とする必要があり、労働者にとっても関心が強いところなので、実情の変化や法律の改正などに応じて都度更新していくことになると思います。今回は、引き続き就業規則を変更する際の諸問題を取り上げます。

平成25年施行改正労働契約法により、有期労働者の無期転換申込みが平成30年度から本格的に行われる見込みです。こうした中、厚生労働省からモデル就業規則が公開されたりもしていますが、正社員の区分の仕方や、近時の賃金均等処遇に対する裁判例のとらえ方など、制度設計について気になる点がございましたら、お気軽にご相談下さい。(岩城)

先日、日曜日にお休みをいただき、6ヵ月になる息子と動物園に行きました。動物園自体久しぶりだったので、いろんな動物を見ても何も反応せず眠そうな息子をよそに両親で存分に楽しむことができました。適度に息抜きをしつつ、心身をリフレッシュして今後も業務に励みたいと思います。(大澤)

大阪弁護士会の委員会活動の一環として、人事労務に関する法律の講義を大阪府内の高校に出向いて行う機会があります。労働法など意識したこともほとんどない学生達を寝かすことなく、授業することは意外と大変ですが、如何に要領よく難しいことを簡単に説明できるかを試されるよい機会ですので、今後も続けていきたいと思っています。(山本)

弁護士3年目になり、大きな事件を担当したり、一人あるいは後輩弁護士と共同担当で事件に取り組んだりする機会が増えてきました。より一層弁護士としての自覚を持ち、事件に真摯に向き合って解決に向けて尽力したいと感じる次第です。(西中)



弁護士

西中 宇紘

(にしな つかひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務
所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

民法(債権関係)の改正に関する法律案〈請負〉について

弁護士 西中 宇紘

本事務所ニュースでは、民法(債権関係)改正に関する法律案の内容をご紹介します定期連載をしているところ、今回は、「請負」に関する主要な改正事項をご紹介します。請負に関しても、判例法理を明文化する改正の他、現行法のルールが実質的に変更される改正が予定されています。紙幅の関係で、全てをご紹介しますことは難しいため、いくつかの改正点に焦点を当ててご説明させていただきます。

1 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬

(改正民法634条)【新設】

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
- 二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

判例法理¹を明文化し、当該法理の適用範囲を仕事完成前に解除がされた場面にも広げるものです。また、解除権の行使が報酬請求を妨げないことも明らかになりました。なお、ここにある「注文者の責めに帰することができない事由」には、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合だけでなく、請負人の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合も含まれます。

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

現行民法634条は、請負人の担保責任として、仕事の目的物に瑕疵があった場合における注文者の修補請求権と、損害賠償請求権を定めていましたが、改正民法においては、当該規定は削除されます。改正民法においては、「瑕疵」の概念を「契約の内容に適合しない」

という表現に改めた上で、売買の担保責任の規定を他の有償契約に準用する形をとっています。すなわち、修補請求権と損害賠償請求権については、目的物の種類・品質に関する契約不適合を理由とする買主の権利を定めた改正民法562条から564条までの規定が559条を介して請負契約にも準用されることにより認められることになります。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除

現行民法635条は、本文で「仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる」と定めて、瑕疵担保責任に基づく注文者の解除権を認めつつ、ただし書で「建物その他の土地の工作物については、この限りでない」と定めて、注文者による解除に一定の制限を加えていました。

今般の改正法案において、現行民法635条は削除されますが、特に重要なのは、本条ただし書の削除です。本条ただし書の解釈については、従前から議論があり、判例は、建築請負の目的物に重大な瑕疵があるために建て替えざるを得ない場合には、注文者は建替費用相当額の損害賠償を請求することができるとしています(最判平14年9月24日判時1801号77頁)。瑕疵の程度によっては解除を認めた場合と同様の負担を請負人が負うべき場合があることを認めているのです。もっとも、本条ただし書の趣旨²を踏まえると、土地工作物に重大な瑕疵があるものの、なお何らかの利用価値がある場合には、当該判例の射程は及ばず、このような場合に本条ただし書を形式的に適用すれば、解除は認められないことになります。

しかし、改正法案においては、仕事の目的物が土地工作物の場合でも、瑕疵のために契約目的を達成することができない場合には、解除の一般原則に従って解除を認めるべきであると考えられたため、本条ただし書は削除されることとなりました。

3 請負人の担保責任の制限

(改正民法636条)

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

現行民法636条の規定内容を基本的に維持した上で、規定の表現ぶりを改めるものです。

4 目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間制限

(改正民法637条)

- 1 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

現行民法637条では、請負人の担保責任の存続期間を定めていたところ、改正民法においても存続期間を定めている点是不変のもの、内容が実質的に変更されます。主な変更点は以下のとおりです。

(1) 期間の起算点の変更

現行民法においては、「引渡しの時(引渡しを要しないときは仕事が終了した時)」とされていましたが、改正民法においては「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを知った時」に変更されています。

(2) 注文者が期間内にすべき行為の内容

現行民法においては、注文者は、権利を保全するために、「売主(請負人)に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主(請負人)の担保責任

を問う意思を明確に告げる」³⁾必要があると解されていたところ、改正民法においては、「請負人に対し、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない事実を通知する」ことで足りることになります。

(3) 請負人の悪意・重過失がある場合における期間制限の排除

請負人に悪意・重過失がある場合には、上記の期間制限は適用されません。改正法案で新設された規定です。

5 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(現行民法638条の削除)

現行民法638条1項は、土地工作物が仕事の目的物であったときに、請負人が負う担保責任について特に長期の存続期間を定めていましたが、改正民法においては、当該規定は削除されます。

土地工作物については引渡し又は仕事の終了から相当な期間が経過した後に瑕疵が発見されるという場合が少なくないことから、注文者を保護するために、担保責任の存続期間を特に長く定めるとというのが、現行民法638条1項の趣旨でした。しかしながら、上記4(1)で見たとおり、改正民法においては、注文者が契約の趣旨に適合しないことを知った時が請負人の担保責任の存続期間の起算点となります。そうすると、契約不適合の事実が注文者に明らかになっている以上、長期の制限期間を設ける必要性は乏しいと考えられたことが改正の理由です。

また、土地工作物が滅失・損傷した場合に、その時点から1年という短期の存続期間を定めていた現行民法638条2項は、改正民法637条と同趣旨の規定となるため、改正民法において削除されています。

1 最判昭56年2月17日判時996号61頁:「建物その他土地の工作物の工事請負契約につき、工事全体が未完成の間に注文者が請負人の債務不履行を理由に右契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、しかも当事者が既施工部分の給付に関し利益を有するときは、特段の事情のない限り、既施工部分については契約を解除することができず、ただ未施工部分について契約の一部解除をすることができるにすぎない」として既施工部分についての報酬請求権を認めている。

2 本条ただし書は、土地工作物を目的とする請負において解除を認めると、請負人はその工作物を除去しなければならず、請負人にとって過大な負担となることや、何らかの価値がある土地工作物が除去されれば、社会的な損失も大きいことを根拠とすると理解されています。

3 最判平4年10月20日民集46巻7号1129頁。



弁護士

山越 勇輝
(やまごし・ゆうき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

議案を否決する株主総会等の決議の取消を請求する訴えの適否

～最高裁判所第二小法廷判決平成28年3月4日裁判所時報1647号81頁～

弁護士 山越 勇輝

第1 はじめに

本判決は、ある議案を否決する株主総会決議の取消しを請求する訴えについて、会社法の規定の趣旨や否決決議の一般的な性格を踏まえ、不適法である旨判示した。これまでの学説や下級審裁判例において見解が分かれていた問題について、最高裁が初めて判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要な意義を有する判例である。

以下、本判例の理論構成やこれまでの下級審裁判例について検討する。

第2 事案の概要

Y社は、レストランの経営等を目的とする株式会社であり、取締役会非設置会社である。Y社の株主は、訴外Z、X1及びX2の3名であり、Y社株式の保有数は、Zが150株、X1及びX2は各75株である。これら3名の株主はいずれもY社の取締役であり、代表権を有している。

平成26年5月19日、Zは、Xらを取締役から解任することを議案とする臨時株主総会(以下、「本件総会」という。)を招集した。同月26日に開催された本件総会において、Xらを取締役から解任する旨の議案はいずれも否決された(以下、「本件否決決議」という。)。これを受け、Zは、Xらの取締役解任の訴えを提起した。同訴訟では、Xらの取締役解任議案が否決されたといえるか否かが争点の一つとなっている。

このような状況において、Xらは、本件総会の招集手続に瑕疵があるとして、本件否決決議の取消しを求めて訴えを提起した(以下、「本件訴え」という。)

第一審(福岡地判平成26年11月28日金融商事判例1490号17頁)は、本件訴えについて、訴えの利益を認め、本件総会の招集手続には、その招集が取締役の過半数によって決定されていないという瑕疵があるとして、本件否決決議を取り消した。これに対し、原審(福岡高判平成27年4月22日金融商事判例1490号16頁)は、本件否決決議のように議案を否決する決議は、会社法831条の「株主総会等の決議」には当たらないとし、本件訴えは不適法であるとして、原判決を取り消し、訴えを却下した。

第3 判旨

1 法廷意見

「会社法は、会社の組織に関する訴えについ

ての諸規定を置き(同法828条以下)、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から三箇月以内に限って訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り(同法831条)、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している(同法834条から839条まで)。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。

「以上によれば、本件否決決議の取消しを請求する本件訴えは不適法であって、これを却下した原判決は、正当として是認することができる。」

2 千葉裁判官補足意見(一部抜粋)

「否決の決議がされたことが何らかの法律効果の発生の要件とされているような事例は、想定されないではなく、そうなると、当該法律効果の発生を否定するためにこれを取り消す法律上の利益を観念する余地が生ずるかのように思われる。しかし、それは、否決の決議それ自体から当該法律効果が発生するのではなく、他の法的な定めにおいて議案が否決されることを要件として法的効果を発生させるという制度を作ったものであって、効果の発生を争うのであれば、否決の決議を取り消すのではなく、当該定め適用においては、取消事由となるような手続上の瑕疵のある否決の決議がされても、それは効果発生要件としての否決の決議には当たらない、あるいは否決されたとみるべきではない等といった合理的で柔軟な解釈をして適用を否定し、法律効果の発生を否定するといった処理が可能であろう。」

「例えば、否決された議案については、会社法304条ただし書は、当該提案が総株主の議決権の10分の1以上の賛成が得られなかったもの

であるときは、三年以内の再提案を認めていない。その点について、否決の決議を取り消せばこの制限が無くなり再提案が即時にできるので、取消しの訴えの利益を肯定できるという見解があるかもしれない。しかし、上記の制限は、否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないとして設けられたものであり、その趣旨を踏まえ、否決の決議が重大な瑕疵を有する手続によってされた場合は、これは再提案の制限の前提となる否決の決議にはなり得ないとして、三年間の制限は及ばず再提案ができると解釈すべきであり、否決の決議を取り消すまでの必要はない。このような場合に、否決の決議の取消しの利益を肯定するというのは、結局、否決の決議の取消訴訟という形で実質的に再提案が蒸し返されるおそれがあり、制度の趣旨に反することにもなりかねず、採り得ないところである」。

第4 検討

1 本件争点に関する裁判例について

(1) 訴えを適法とする下級審裁判例

ア 決議の取消しを認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うため、かかる公正な審議の場を求めることについて法律上の利益がないとはいえないとする考え方があり得る(山形地判平成元年4月18日判タ701号231頁参照)。もっとも、この考え方に對しては、一般的に決議の取消しが認められたとしても、決議の効力の発生が阻止されるにとどまり、会社が再決議する義務までは負わないと解されるとの批判がある。

イ 次に、本件訴訟第一審判決において判示されているように、取締役解任の訴えにおいては、否決決議が取り消されるか否かによって、要件を具備するか否かが左右される関係にあるため、訴えの利益が存在する、との考え方がある。この点については、千葉裁判官の補足意見において、決議取消の訴えによらずとも要件該当性を争うことが可能であるとの考え方が示されている。

(2) 訴えを不適法とする下級審裁判例

東京地判平成21年12月15日(公刊物未登載)は、一般に、ある議案を否決する決議によって新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議を取り消すことにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情がない限り、否決決議の取消しを求める訴えは、訴えの利益がないと判断している。同裁判例は、訴えの利益に言及しつつ、特段の事情という留保付きで不適法であるとの考え方を示している。

また、会社法831条ないし838条の規定が置かれた趣旨からすれば、決議取消の訴えの対象となる決議は、第三者に対しても効力を有するものを指すと解するのが相当であるため、否決決議は会社法831条所定の株主総会決議には当たらないとして、訴えの利益に言及せず不適法であるとする考え方もある(東京高判平成23年9月27日資料版商事法務333号39頁)。

2 本判決の意義

本判決は、議案を否決する決議の取消しの訴えについて不適法であるとしているが、その理由は以下のとおりである。

会社法831条1項は、瑕疵のある株主総会等の決議がされた日から3箇月以内に限り、決議の取消請求ができる旨定めている。この出訴期間の制限の趣旨は、株主総会等の決議によって新たな法律関係が生じ、さらにこれを基礎として第三者を含む関係者との間で新たな法律関係が積み重なっていくという株主総会等の決議の性格に鑑み、法律関係の早期安定を図る必要があるという点に求められる。決議取消の訴えの請求認容判決には対世効が認められているのも、株主総会の決議の性格に由来するものと考えられる。他方、ある議案を否決する株主総会等の決議の場合には、これによって新たな法律関係が生ずることはないし、これを取消することによって新たな法律関係が生ずることもない。したがって、議案を否決する決議につき、株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることを前提とする決議取消の訴えの対象とする必要はない、というのである。

本判決は、訴えを不適法と判示するにあたり、訴えの利益には言及していない。これは、訴えの利益の有無という個別的な判断ではなく、否決決議が一律に会社法831条に規定する「株主総会等の決議」には含まれないと判示したものと解釈することができる。

第5 最後に

本件最高裁判決の千葉裁判官の補足意見で示されているように、取締役解任の訴えにおける「当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決された」とことという要件充足性については、決議取消の訴えを経ず、当該訴訟において争うことになると考えられる。

もっとも、あらゆる否決決議が新たな法律関係を形成しないかどうかについては、疑問もある。すなわち、譲渡制限株式の譲渡承認にかかる決定を株主総会決議によって行う場合(会社法139条1項本文)には、譲渡承認にかかる議案が否決されたことをもって譲渡を承認しないという決定がされたこととなり、その旨の通知がされるが、否決決議が取り消されると、譲渡承認に関する決定がなかったこととなり決定内容の通知も無効となるから、みなし承認(同法145条1号)により、譲渡が承認されることとなる。このような場合には、本判決がその判旨において否定している、「否決決議による新たな法律関係」が発生しているようにも解されるからである(旬刊商事法務2106号9頁参照)。

したがって、本件最高裁判決は、前記東京地判平成21年12月15日と異なり、特段の事情という留保を付けずに否決決議の取消しの訴えについて不適法と判断しているため、あらゆる否決決議の取消しの訴えは不適法となるというのが素直な読み方ではあるものの、果たしてすべての否決決議の取消しの訴えについて本判決の射程が及ぶかどうかについては、慎重に検討する必要がある。

第20回 地域総会参加のご報告(米国・マイアミ、オランダ・アムステルダム)及び年次総会／アジア地域総会(UAE・ドバイ)のご案内

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 赤 崎 雄 作

当事務所は、現在世界165都市、110を超える法律事務所、約4500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。本年3月に米国・マイアミでアメリカ地域総会が、本年6月にオランダ・アムステルダムでヨーロッパ地域総会が開催されました。また、本年11月には、UAE・ドバイにおいて、年次総会及びアジア地域総会の開催が予定されております。本事務所ニュースにおいて、マイアミ、アムステルダムにおける各地域総会の内容をご報告し、ドバイにおける年次総会／アジア地域総会のご案内をいたします。

1 アメリカ地域総会の開催

(1) 概要

Globalawでは、世界中のメンバーが集まって開催される年次総会のほか、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの地域ごとに地域総会が年1回開催されます。各総会におけるセッションにおいては、最新の法律実務に関する情報交換のほか、Globalawや参加事務所の在り方についての講演や議論が活発になされます。

本年のアメリカ地域総会は、フロリダ州内に13拠点のオフィスを有するGunster法律事務所の主催で、3月10日から12日の日程で米国マイアミにおいて開催され、当事務所からは赤崎雄作弁護士(本原稿の筆者)が参加いたしました。

(2) セッションの内容

マイアミで開催されたアメリカ地域総会では、カリブ海諸国及び南米諸国への玄関口としてのマイアミを紹介する「Caribbean & Latam Forum」というセッションを皮切りに、3日間に渡り数多くのセッションが開催され、活発な議論が交わされました。

「Caribbean & Latam Forum」においては、マイアミ港の役員による基調講演の後、在マイアミの各企業の役員や法務部員等のパネリストによる、フロリダにおけるビジネスに関するパネルディスカッションがなされました。2016年にパナマ運河の拡張工事が完成する予定であり(実際に5月末に完成)、中南米への玄関口としてのフロリダ、マイアミの位置づけがさらに重要なものになるという期待が語られました。

2日目は、午前中に「General Counsel Round Table Session」が行われました。これは参加したGeneral Counsel(GC、日本という法務部長クラスの方)とGlobalawのメンバーがいくつか

のグループに分かれて、企業と外部弁護士の関わり方について議論を交わすという内容のセッションです。グループごとに、参考事例を題材にして、GCが外部弁護士に何を期待するか、外部弁護士としてどのような対応をすることを心がけているか等が議論されました。参加されていた7名のGCが口を揃えて、弁護士を選ぶ際に金額は重要ではない、仕事の質が何より重要な基準だ、と話していたのが印象的でした。

午後からは、海外腐敗行為防止法(FCPA)についてのパネルディスカッションがなされました。ディスカッションにおいては、誰がFCPAによる処罰の対象となるか、どのような行為が処罰の対象となるかといったFCPAの基本的な事項から、FCPAコンプライアンスプログラム策定の必要性といったより実務に則した内容についてのコメントがありました。FCPAの執行機関である司法省及び証券取引委員会によれば、FCPAコンプライアンスプログラムは、各企業のビジネス内容や特定のリスク環境に応じたものを策定することが求められます。特にラテンアメリカの国々は一般に不正・腐敗のリスクが高いとされているため、これらの国々でビジネスを行う場合には、FCPAコンプライアンスプログラムとして厳密な手続の構築が必要とされることでした。

続いて「Globalaw Women's Lawyer Group - Panel Discussion」という題で、各事務所における女性の活躍についてどのような配慮・サポートを行っているか、行うべきか、という内容のディスカッションが行われました。米国、欧州の事務所においては、女性パートナーの比率が4割程度という事務所があるのに驚きました。この点に関しては、欧米の事務所と日本の事務所では大きく状況が異なるようです。欧米の事務所ではリモート(事務所外)での執務がごく普通であることが、大き

な要因の一つであると思われます。

最終日は、Globalawの各イニシアティブによる活動情報の報告等がなされました。Globalawには、「破産／倒産」「国際的労務」「紛争解決」「知的財産」「鉱物」「不動産」「再生可能／クリーン技術」「税務」というイニシアティブがあり、各イニシアティブが定期的に電話会議によるミーティングを行って、最新情報の交換を行っています。このように世界各国の弁護士と密に連絡を取り合うことによって、法律実務の最新情報を得られることは、Globalawのようなネットワークに入っていることの大きなメリットとなっています。

各セッションの内容はおおむね以上のとおりでした。筆者がGlobalawの総会に参加するのはこれが初めてでしたが、想像以上に多分野に渡る最新の実務情報を得ることができ、また、Globalawを如何に有益なネットワークに発展させていくかについて様々な議論がなされていることを知ることができ、充実した3日間となりました。



「General Counsel Round Table Session」におけるグループディスカッションの様子

(3) Globalaw Leadership Programme

アメリカ地域総会に参加した赤崎雄作弁護士は、2016年のGlobalaw Leadership Programme (GLP)という若手弁護士育成プログラムに参加しており、マイアミでの地域総会において、同プログラムの初回ミーティングが行われました。今年のGLPの参加メンバーは13人で、アメリカ地域から5名、ヨーロッパ地域から6名、アジア地域から2名の構成となっています。

初回ミーティングにおいては、事前にペアリングされた参加者同士による他己紹介のほか、同プログラムについての説明がなされ、参加者がプログラムの意義について理解を深めました。以後、毎月一度電話会議を開催しており、Globalawの意

義やネットワークの利用方法、クライアントとの関係について等、Globalawを利用した協働の仕方についての意見交換がなされています。また、ドバイでの年次総会においては、プログラムの集大成としてメンバー全員で一つのプロジェクトを発表することが予定されています。そのプロジェクトの内容については、次回の事務所ニュースでご報告させていただきます。

(4) ソーシャルイベント

以上のようなセッションに加えて、会場となったホテルでのカクテルディナーやマイアミビーチのルーフトップレストランでのディナー等、メンバー同士の懇親を深める機会も数多くありました。筆者は参加しませんでした。最終日のセッション終了後には、希望者を募ってマイアミの海をセーリングするというイベントも開催され、参加者からは後日大変満足したという感想を聞くことができました。

以上のとおり、3日間のアメリカ地域総会は盛況をもって終了いたしました。



アメリカ地域総会の会場であるViceroy Miamiの玄関前で撮影された集合写真



参加した他の法律事務所の弁護士と談笑する当事務所の赤崎雄作弁護士

2 ヨーロッパ地域総会の開催

(1) 概要

今年のヨーロッパ地域総会は、いずれもアムステルダムに拠点を置くRutgers & Posch法律事務所とAtlas Tax Lawyers法律事務所の共催で、6月9日から11日の日程でオランダ・アムス

テルダムにおいて開催され、アメリカ地域総会と同じく赤崎雄作弁護士が参加いたしました。

アムステルダムは古くから港町として発展し、現在もヨーロッパ屈指の空港であるスキポール空港を有し、ヨーロッパにおけるハブとして発展を続けています。加えて、税制面での優遇もあることから、ヨーロッパにおける拠点をアムステルダムに構える外資系企業は少なくありません。街の中を歩いていても、白人はもちろん、アジア系やアフリカ系の人も多数おり、国際的な都市であると感じることができました。



ヨーロッパ地域総会の会場であるSofitel Legend The GrandのCouncil Chamber Room

(2) セッションの内容

ヨーロッパ地域総会は、多くの外資系企業が拠点を有するアムステルダムという場所にふさわしいテーマのセッションが数多く開催されました。

1日に開催された「Branding Forum Meeting」においては、法律事務所のブランディングに関し、ブランド力を培うには時間がかかるが、失うのは一瞬であるという点について、具体的な事例をもとに講演がなされました。特に法律事務所の場合には、具体的な形のある商品が存在するわけではないので、ブランド力が失われるスピードはより短期間であるという指摘がなされました。近年我が国においても一つの不幸事で企業の評判が地に落ちるといった例は枚挙に暇がありません。法律事務所はより厳しい状況に置かれているのだということを肝に銘じる必要があると改めて痛感させられたセッションとなりました。

2日には「The Gateway Cities into Europe」と題して、アムステルダム、ベルリン、ロンドン、マドリードの各都市について、ヨーロッパにおけるビジネス拠点としての魅力が語られました。ア

ムステルダムに関しては、官民双方の出資によって設立された Amsterdam Marketing という会社の CEO の方にお越しいただき、如何なる方法でアムステルダムの魅力を外部に発信しているかという点についての説明がなされました。同社は、最終目標を、アムステルダムを「暮らすのに魅力的な都市」「国際的なビジネス都市」「訪問客にとってユニークな都市」「会議・集会に最適な都市」にすることだと掲げています。「刷新的」「創作的」「商業精神」を3つのコアバリューに据え、「I amsterdam」というキャッチフレーズを利用して、アムステルダムそのものを商品としてアピールするという戦略をとっており、アムステルダムの街中ではこのキャッチフレーズをいたる所で目にします。筆者は今回が初めてのアムステルダム訪問だったので過去との比較はできないのですが、上記最終目標で掲げられている4つの都市像が体現されていると感じることができ、同社のマーケティングは一定の成功を収めているのではないかと思います。

次いで、「Disruptive Innovations」と題して、「Death of Law Firm」という本の著者が、法律事務所の将来について警鐘を鳴らす内容の講演を行いました。その理由として、法律事務所のサービスがコモディティ化しており、従来のような利益を上げることが難しくなっていること等が挙げられていました。この点については、従来のような利益を上げることが困難になっているという点については指摘のとおりかもしれませんが、企業もすべて外部弁護士に委託するのではなく、内部での処理が可能な業務については内製化が進んでいるという点では、むしろ外部弁護士に委託する案件はより厳選され、高度化された案件になっていると見ることもできます。このように考えると、法律事務所のサービスはコモディティ化とは逆の方向に進んでいると言えます。いずれにせよ、従来の法律事務所のモデルは古いものとなっており、現在の企業のニーズに即したサービスの提供が求められていることから、法律事務所としても型に捉われず、そのニーズに対応していくことが求められていると感じました。

最終日には、「Tax Efficiencies Initiative Session」と題して、オランダ税制が外資系企業にとってどのように有利に働くかについて、分かりやすい解説がなされました。オランダにおける税制の特徴の一つとして、法人税がヨーロッパの周辺国に比べて低いことが挙げられていました。オランダの法人税は25%ですが、これはイギリス、ドイツ、フランスと比しても低くなっ

ています。また、オランダには、税金についての事前相談制度が存在し、税務当局との話し合いにより、将来の税負担の予測をすることが可能となっています。さらに、配当やキャピタルゲインについては課税対象から免除される、利益やロイヤリティに対する源泉徴収税が課税されない等の様々なメリットが存在します。すでに述べたとおり、このような税制優遇があることを理由にオランダにヨーロッパの拠点を置く外資系企業は少なくなく、それは日系企業についても例外ではないようです。

各セッションの内容はおおむね以上のとおりでした。正直なところ、本総会に参加するまでは、オランダがヨーロッパビジネスの拠点の一つとなっているという認識は持ち合わせておりませんでした。しかし、税制面での優遇があるということ、また、数日過ごただけでも住みたいくなるような環境の良さに触れ、それも納得することができました。BREXITにより、ヨーロッパの拠点をイギリスから他国に移すことを検討する企業も出てきていると報道されており、アムステルダムにとってはさらに追い風になるのかもしれませんが。



セッションの様子

(3) ソーシャルイベント

総会開催期間中のソーシャルイベントについても、アムステルダムらしさを感じる内容となっていました。

初日の夜は、主催事務所の一つであるAtlas Tax Lawyers事務所の敷地内でWelcome Cocktailが開催されたのですが、当事務所はアムステルダム国立美術館から運河を挟んだ向かい側に位置する建物の中に位置し、運河越しに美術館の建物を眺めながらのパーティは、他では味わうことができないものでした。その後、運河をボートで夕食会場まで移動しましたが、この運河クルーズはアムステルダム観光の目玉の一つであり、運河から趣のある街並みを眺める経験は、他の都市

ではなかなか味わえないものでした。

二日目の夜は、もう一つの主催事務所であるRutgers & Posch法律事務所の入っているビルの中庭で、「Garden Drinks & Dinner “Amsterdam Style”」と題した食事会が開催されました。こちらも初日の会場に負けず劣らずの素晴らしい雰囲気、地元のコメディアンを招待しての食事会は、笑いの絶えない会となりました。



Rutgers & Posch法律事務所のオフィス中庭での
「Garden Drinks & Dinner “Amsterdam Style”」の様子

3 年次総会／アジア地域総会の開催予定

(1) 概要

Globalawの年次総会は、昨年は米国ノースカロライナ州のシャーロットにて開催されましたが、本年は、赤崎雄作弁護士が現在出向中の法律事務所Apex Juris Advocates & Legal Consultantsの主催により、アラブ首長国連邦ドバイにて、11月3日から5日の日程で開催される予定です(11月2日はアジア地域総会の開催予定)。会場は、金融環境整備のために設立されたフリーゾーンであるDIFCの敷地内にあるリッツカールトンホテルDIFCが予定されており、近年のドバイの発展を象徴するブルジュカリファやドバイモールの位置するダウンタウンエリアからすぐの場所で開催されます。

アラブ首長国連邦は1973年に建国された比較的新しい国で、イスラム教を国教とする国ですが、政治の安定性や地理的な優位性を生かして、中東エリアにおけるハブとして発展を続けています。特にドバイは経済の中心地として中東のみならず北アフリカ等他の地域からもヒト・カネ・モノが集まっており、国際的な都市として、今後も更なる発展が期待されています。年次総会／アジア地域総会の各セッションもそのような開催地ドバイにふさわしい内容となっています。



UAEにおける伝統的な建物

(2) セッションの内容

本稿の作成時点においてすべてのスケジュールが確定しているわけではありませんが、現時点においては以下のような内容がセッションとして予定されています。

11月2日には、アジア地域総会が開催されます。アジア各国企業のUAE拠点の法務担当者の方に複数お越しいただき、「General Counsel Round Table Session」が開催されます。マイアミ、アムステルダムに続いての開催ですが、様々な国、業種の企業の法務担当者にご参加いただく予定で、多角的な議論が期待されています。

午後からは、不正・腐敗に関するパネルディスカッションが予定されており、タイ、香港、インド、日本、中国の各弁護士がパネリストとして、各国における不正・腐敗に関する実務状況を解説します。当事務所より安保智勇弁護士がパネリストとして参加する予定です。

11月3日から5日は、年次総会が開催されます。初日は、DIFCからパネリストをお呼びし、DIFCの法律や規則、DIFCにおける弁護士としての登録手続に関する説明がなされる予定です。DIFCは、ドバイにあるフリーゾーンですが、ドバイとは異なる法域とされており、英米法をベースにした独自の法域となっています。その後、会場の横の建物内にあるDIFC裁判所を訪問し、法廷見学を行う予定です。

また、2020年に開催が予定されている万国博覧会の関係者にお越しいただき、開催に向けた戦略的なプロジェクト等についての講演がなされます。現地のニュースでは、万国博覧

会に向けた宿泊施設の建設のほか、多くのプロジェクトが動き出しているとの報道がなされており、多くのビジネスチャンスがあるものと見込まれます。

翌4日は、Globalawの各イニシアティブからの発表等がなされる予定です。Globalawの所属法律事務所間における弁護士交換制度に関するQ&Aセッションに当事務所より赤崎雄作弁護士が参加する予定です。

最終日は、イスラム金融に関するパネルディスカッションが開催される予定です。インドネシア、サウジアラビア、オマーン、UAEの各国の銀行やイスラム金融の関連機関からイスラム金融の担当者にパネリストとして参加いただき、イスラム金融についての講演・議論がなされます。昨年、我が国の金融監督指針が改正され、邦銀の本支店においてもイスラム金融の取扱が認められるようになりました。実際にあるメガバンクのドバイ支店においては、イスラム金融への取り組みが開始されており、今後はイスラム金融がより身近なものとなる可能性を秘めています。本セッションでは、各国におけるイスラム金融実務の比較がなされる予定です。

その後、「Client Seminar」と題して、建設、石油ガス、流通、コンサルタント、メディア、不動産等の各業種のクライアントに参加いただき、各業界におけるビジネスのトレンドや将来の見通しについて、情報交換をする機会を持っていただくセッションが予定されています。なお、このセッションは「General Counsel Round Table Session」とは異なり、法務担当者の方ではなく、各企業のビジネスサイドの方にお越しいただく予定です。

以上、予定されているセッションの一部をご紹介させていただきました。次回事務所ニュースにて、年次総会／アジア地域総会における各セッションの様子や、有益な情報をご報告させていただきます。

(3) ソーシャルイベント

以上の各種セッションのほか、夕食会やデザートサファリツアーが予定されており、Globalawのメンバーがより懇親を深めることができるようなスケジュールとなっています。マイアミ、アムステルダムにおける地域総会に続いて、成功裡に終了することが期待されます。

ひとり観月

弁護士 小林 章博



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

あれ、もうこんなに暗く…
夕方の法廷を終え、京都地方裁判所から出ると、周りは少し秋の気配。すんだ空気に秋を感じます。外出は、日頃、失いがちな季節感を感じることができる貴重なひととき。
裁判所正面から何気なく大文字山の方向を見上げると、まあいるものが、ぼかりと浮かんでいます。「あ、中秋の名月?」、と独り言ち、今更ながら、なぜ中秋の名月と呼ぶのか知らないことに気づきました。安直にも手元のスマホで早速検索。
するとこんな説明を見つけました(国立天文台暦計算室暦Wikiより)。

中秋の名月

「太陰太陽暦で8月15日の夕方にでる月は中秋の名月と呼ばれます。」
「8月15日は秋(7月、8月、9月)の真ん中で中秋の意です。」
「お月見、観月の風習は中国から9世紀頃に伝来」
「直接見るだけでなく、景色と合わせて、池に映してなど、風情ある楽しみ方が古来よりなされてきました。」

◇ ◇ ◇
なるほど、秋の真ん中で「中秋」だったのですね(そのままやん!)

中秋の名月の意味はあっさり判明したわけですが、それよりも心惹かれたのが「池に映してなど、風情ある楽しみ方が古来よりなされてきました。」という部分。自分もちよっと、風情ある楽しみ方をしてみたい、と思い至りました。京都各所で観月のイベントが開催されていますが、おそらく大勢の人で賑わっているはず。はて、もう少し静かにゆっくりと観月を楽しめる場所はないものか、と思案しつつ、裁判所から事務所へ帰る道すがら、京都御苑の中、九条邸跡に池があるのを思い出しました。
「よし、今晚ちよっと行ってみるか」

◇ ◇ ◇
事務所まで仕事を終わらせて、ふらり京都御苑に向かいます。

京都御苑は京都のほぼ中心にあります。夜になると、大人でも怖いぐらいのかなりの暗さ。ただ、今日は天上の大きなお月様が足元をぼんやりと照らしています。ほどなく九条邸跡に到着。誰も人はいません。池はうっそうとした木々に囲まれています。池にかかる石橋を渡り池の真ん中あたりで立ち止まると聴こえるのは、虫の音と風の音だけ。水面にはお日当てのお月様がゆらゆらと浮かんでいます。なんと美しい月の姿。天上に明るく輝く大きなお月様と、水面で儂げに揺れる月。2つの月を愛でながら平安貴族ならここで歌でも詠んで楽しんだのでしょうか。

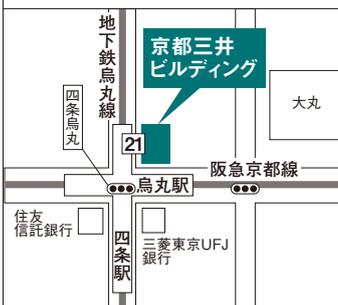
ぼんやりと池を眺めていると、周りの景色と自分の足元との境界もよくわからず、自分が浮かんでいるような不思議と心地よい感覚。

◇ ◇ ◇
とその瞬間、私の足元を触る何か生暖かい感触が!

「平安貴族の亡霊に池の中へ引きつり込まれるじゃないか!?!」と小心者の私の心臓はバクバク。目を凝らしながら恐る恐る足元をみると…、そこには猫が1匹。

私と目があうと「にゃあ」と一言。そして、どこに行くでもなく、またそこに寝転んで池を見つめています。

「猫さん、お前もお月見中かい。『にゃあ』とは、見事な一句だね」等と心でつぶやきながら、秋の夜は更けていくのでした。



京都事務所へのアクセス

【所在地】 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】 阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

1 序

会社法109条1項は、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」と定めています。「株式の内容」とは、同法108条の定める種類株式制度を受けたものです。

種類株式については、次々回に検討することとし、今回は、種類株式発行会社でない株式会社(以下、「会社」といいます)の株主平等原則について検討します。今回は、買収防衛策との関連で、機会の均等(比例的平等)と株主平等原則の関係について検討します。

2 個別規定の定める株主平等原則

憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。これは合理的理由のない「差別」を禁止するものです。株主平等原則は、これと無関係ではありませんが、むしろ、憲法29条の定める財産権の保障に関係するものと解することが合理的です。

株主は、株式を引き受けると、引受株式数に応じて出資義務を負担しますが、株主となった後は、会社に対して義務を負担することは原則としてなく(株主有限責任原則)、持株数に応じて、剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、そして、議決権を有します。これらは株主の基本的権利であり(会社法105条1項参照)、これらの権利に係る個別規定が、株主平等原則を定めています(会社法308条1項、454条3項、504条3項)。組織再編の対価等についても、同様です(会社法751条3項等)。平成17年改正前商法も、同様に、関連する個別規定において、株主平等原則を定めていました。

株式制度は、多数の株主の会社に対する関係を定型化し、数量的に(持株数に応じて)簡便に処理する技術的制度であり、これと株主有限責任原則が相まって、多数の投資家から出資を募り、株式譲渡を円滑にすることが容易になります。個別規定の定める株主平等原則は、会社の行為により、株主が持株数に応じて有する株式価値と支配力が不当に侵害されないことを保障して(持株数に応じた株式価値と支配力の維持)、投資家の株式投資を促進する機能を有する「株式平等原則」です。

個別規定の株主平等原則の定めは、具体的な会社行為

に係るルールを設定するものであり、これらの会社行為に際して、会社が厳格に持株数に応じた取扱いをしないとき、当該会社行為は違法無効なものとなります。

3 会社法109条1項の意義とその合理的運用

会社法が、上述の個別規定とは別個に、109条1項において、株主平等原則に係る一般規定を設けた理由として、二つのことがあげられます。有限会社を株式会社に統合した会社法は、109条2項において、有限会社法が個別的に規定していた属人的定めを、非公開会社の統一的な属人的定め(株主の基本的権利について、株主毎に異なる取扱いを行うことを認める定款の定め)として規定しました。その関係で、個別的な平等原則の定めとは別個に、株主平等原則に係る一般規定を設けることが必要となったのです(立法技術的理由)。さらに、種類株式が今後多様に展開することを促進する目的で、株主平等原則は株式の種類毎の平等原則であることが明らかにされたのです(種類株式制度促進策)。

したがって、種類株式発行会社以外の公開会社にとって、会社法109条1項は、いわゆる属人的定めが認められないことを明らかにする以上の意味はないということもできます。会社法109条1項は、会社と株主間の具体的法律関係において特定の法的効果を伴うルールを設定するものではありません。会社に対して、持株数に配慮しつつ、株主を公正かつ妥当に取り扱うことを求める一般原則を定めていると解することが合理的です。合理的事務処理の要請や経済的合理性から認められる株主間の差別的取扱いを会社法109条1項が一切禁止していると解する必要はありません。

かつて、大株主と小株主の差別的取扱禁止原則が声高に主張され、大株主懇談会等が廃止されました。近時、大株主である機関投資家とのコミュニケーションの重要性が指摘されています。信託銀行名義で株式を有する機関投資家がどのように株主総会にかかわることができるか、議論されています。これらについては、会社と株主間の関係の実質に配慮しつつ、経済的合理性の観点から柔軟に対応することが合理的です。株主優待制度についても、同様でしょう。株主総会において、持株数に応じて、株主に質問や意見を述べる機会を与えることが不合理であることは明らかでしょう。名義書換未了株主の議決権行使等についても、恣意的取扱いが禁止されるのであり、公正かつ妥当な事務処理の観点から柔軟に対応することが求められます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一 (退任)
弁護士 下西 祥平	弁護士 高橋 瑛輝 (退任)	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘
弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕	弁護士 江藤 寿美怜	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	アダム・ニューハウス 外部法律顧問 (オプカウンセル)	弁護士 森本 滋 (オプカウンセル)
客員弁護士 岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	客員弁護士 カワムラツキ 弁護士 ルシング・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛		